

令和6年度指定管理業務に関する事業報告書（地域包括支援センター）

センター名 東山地域包括支援センター

1 施設の管理運営

【開所日及び開所時間等】

開所日 月曜日～土曜日

開所時間 午前8時30分～午後5時15分

※休業日、休業時間は転送電話にて担当職員が対応。

※緊急時でも担当者に連絡できる体制を取っています。

【事業実施地域】

東山区のうち、清水学区、六原学区、修道学区、貞教学区の4学区

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

2 事業実施内容

- 1 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターとして実施する事業
 - ・地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、高齢者、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・居宅において介護を受ける高齢者又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他高齢者福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整を行う。
 - ・居宅において介護を受ける高齢者の状況把握、高齢者福祉等に関する情報提供並びに相談対応及び指導を行う
- 2 介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業
- 3 介護保険法第115条の4第5項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- 4 介護保険法第115条の3第1項第2号から第5号に規程する次の事業
 - ・介護予防ケアマネジメント事業
 - ・総合相談支援事業
 - ・権利擁護事業
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント事業（地域ケア会議の開催等）
- 5 京都市が実施する「一人暮らし高齢者の全戸訪問事業」及び「見守り活動促進事業」

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

(参考) 自主事業内容

3 サービス提供状況

【職員体制】

- ・センター長 1名（併設デイサービスセンターの管理者と兼務）
- ・主任介護支援専門員 1名
- ・社会福祉士 2名
- ・経験のある看護師 1名
- ・介護支援専門員 2名

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

4 市内中小企業への発注に対する考え方

本会経理規程により、契約については一般競争契約と随意契約により行っています。一般競争入札の場合は市内中小企業も含めて広く公募し、随意契約の場合は市内中小企業に見積り合わせを依頼するようにしています。

5 施設の利用状況(施設の稼働率, 利用者数, 事業参加者数など)

(1) 介護予防支援給付対象者数 (実績値)

2,120 人

(2) 相談延べ件数 (実績値)

1,299 件

(3) 収支実績

ア 令和6年度収入状況 (単位: 円)

委託料	21,537,800
介護保険収入	10,639,915
その他	258,387
収入計	32,436,102

イ 令和6年度支出状況 (単位: 円)

人件費	29,137,213
事業費	1,109,109
委託費	98,564
小額修繕費	11,800
その他	2,079,315
支出計	32,436,001

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

アンケート等による具体的な満足度の把握は実施していない。地域の高齢者や地域福祉組織の役員や民生児童委員の方々からご意見を頂いた場合には丁寧に対応し苦情などが発生しないように努めている。

(2) 利用者満足度把握の結果

学区の健康すこやか学級の参加や地域ケア会議の開催により、地域福祉組織の役員や民生児童委員の方々からは地域包括支援センターの活動や対応等に対して満足されている旨の内容は聞き取っており、現在のところセンターに対する大きな苦情は寄せられていない。

(3) 意見等への主な対応状況

地域に対しては引き続き、包括支援センターの存在を広報しており、利用しやすいセンターを目指している。包括に対してのご意見を頂いた場合には職員会議等で共有するようにしている。

7 その他特記事項

- ・併設事業所（居宅介護支援事業所、デイサービスセンター）との協力や連携を行う為に各種委員会（虐待防止委員会、感染対策委員会、BCP委員会）を共同で開催している。
- ・近隣にある介護保険事業所を協働し、研修会や事例検討会を定期的で開催している。
- ・法人内の地域包括支援センターとともに共通する課題について話し合う機会を持つ為に会議を定期的で開催している。

8 評価（指定管理者自己評価）

当センターの担当学区は4学区であり、学区の地域ケア会議については学区の状況とすり合わせを行いながら、各学区ともに2回～3回開催し地域の高齢者への見守り状況や包括の活動状況について情報共有を行えた。その中で必要なケースについては個別の地域ケア会議を実施し、関係機関や地域福祉組織、民生児童委員の方々とともにきめ細かな支援が実施できるように関係構築に努めた。圏域のケア会議については「オーバーツーリズムによる医療介護への弊害」をテーマに1回目は令和6年8月21日に「東山地域での市バス運行にかかる交通局での取組について」として京都市交通局自動車部運輸課 課長 依田智明様をお招きして講演をして頂き、2回目は令和7年2月12日に「介護サービスとオーバーツーリズムについて～オーバーツーリズムによる介護サービスへの影響を考えよう～」として学校法人薫英学園 大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授 武田 卓也 様をお招きしてご講演及びグループワークを実施した。引き続き地域福祉組織や関係機関等との連携・協働のに向けた継続した取組が必要と考えている。今後もより質の高い事業所を目指すために、障がいや理由とする差別の解消に向けた職員研修も積極的に実施することで職員の人材育成、質の向上に取り組んでいる。